

---

◇高橋 純 議員

○議長（高橋邦武） 最初に、1番、高橋 純議員の一般質問を許可いたします。高橋 純議員は登壇願います。

（1番 高橋 純議員 登壇）

○1番（高橋 純） おはようございます。

通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、美郷町野外芸術空間創出事業についてお伺いします。

本事業は、美郷町の豊かな自然や文化、歴史を感じられる空間を創り出すことで、私たち町民の愛郷心を育み、ひいては移住や定住の促進につなげるという大変重要な目的を持っています。

これまで複数回の基本計画や制作候補者決定に対する議論を経て、令和7年9月10日の審査において2作目の制作者が決定されたと承知しております。

私は、この事業が単に芸術作品というものを設置して終わりにするのではなく、創り上げていく過程そのものが、町民の誇りになるべきだと考えています。将来にわたり長く愛される空間にするためにも、これまで進めてきた計画の内容について、確認と町長の所見をお伺いいたします。

1点目は、制作候補者及び作品の選定方法についてです。

芸術作品というのは、見る人によって捉え方が異なり、万人が納得するものを選ぶのは非常に難しいものです。だからこそ、その選び方に透明性が必要です。これまでの検討委員会で、どのようなプロセスと審査基準に基づき最終候補者及び作品を決定したのか。その具体的な詳細をお示しく下さい。

2点目は、選定プロセスへの地域・教育的視点の反映についてです。

この事業が、将来に向けた愛郷心の醸成である以上、これからの美郷町を担っていく子供たちの思いや意見が、そこに含まれているべきではないでしょうか。既に制作者と作品については決定しておりますが、今からでも子供たちの関心を反映させる取組はできないでしょうか。

子供たちが制作の一部に関わることは、事業の質を高めるだけでなく、自身がふるさとに貢献したという実感を持つことにもなり、まさに本事業の目的である定住の促進や関係人口の創出に直結すると思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、制作候補者及び作品の選定についてですが、芸術家の過去の作品や各種賞の受賞実績等を踏まえ、選定委員である専門家2名が制作候補者を推薦、そのお二人に私が加わった計3名の委員で過去の作品の作風などを踏まえて議論し、一定人数を選定しております。

そうして選定された制作候補者には、1点目として、風景と調和する作品とし、公園の景観・美観を損なわない作品であること。2点目として、持続可能という概念のサステイナブルな作品とし、自然界に還元できる自然由来の素材を基調とすること。3点目として、双方向や対話という概念を持つインタラクティブな作品とし、触れられる作品で、人体に有害なおそれのあるマテリアル及び塗料を使用しないことという3点の制作条件を提示し、制作候補者は、制作条件を踏まえて実際に現地取材を行い、作品のコンセプトシート及び作品模型であるマケットを制作し、町に提出してもらっています。

その中から制作者1人を選ぶため、まずは提出されたコンセプトシートを3人の委員が読み込んで、制作思想や意図を理解した上で、提出されたマケットに11項目で評価点をつけ、その評価点合計の結果を踏まえながら意見交換を行い、1次選考として2点に絞り込み、2次選考としてさらに意見交換を重ね、当該年度の制作者及び制作作品を決定しております。

第1作目につきましては3名の候補者の中から、第2作目につきましては4名の候補者の中から、それぞれ1名を制作者として決定しております。

次に、選定プロセスへの次世代への視点の反映というご質問ですが、さきにご説明したとおりのプロセスであり、加えて制作自体を美郷町内で行っているわけではありませんので、制作プロセスに子供たちが直接的に関わることは難しいところです。また、そうした作品制作コンセプトに子供たちを関わせる前提で考えていきますと、どういう年代の子供たちを何人ほど選定し、毎年変えていくのか、変えていかないのかにもよりますが、そもそも本事業が全く違う事業コンセプトになります。また、何より6作品を貫く空間整備思想に一貫性を持つことが難しくなるものと認識いたします。

本事業の本旨は、優れた芸術作品に身近な公園空間の中で触れさせ、日常的な遊びに作品も取り入れていくことで忘れ得ぬ記憶とさせ、もって子供たちの感性や感受性を高めるとともに、大人になった際には、記憶を基礎にして愛郷心や定住の促進にもつなげていこうというものです。また、そうした優れた訴求力を持った芸術作品だからこそ芸術を愛する町外の方々には、作品を通じて美郷町の関係人口となっただけなくとも可能になるように思うところです。そのため、設置後の作品が子供たちと関わりが生じやすくなるよう、第2作目作品設置以降に作品メンテナンス活動、それから子供向け造形ワークショップ等の実施を企画していくことを考えているとこ

ろです。

なお、第1作目設置後の動きですが、見て触れて楽しめるという作品コンセプトに沿って、早速、認定こども園の園児や小学生が、触れたり乗ったり自由な遊びをしているとのことで、望ましい展開につながってきているように認識しているところです。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋 純議員の再質問を許可いたします。

○1番（高橋 純） ただいまの説明の中で、説明については町長のほうからただいま説明いただいたとおりではございますけれども、町民の方への説明ということで、例えばホームページに、その町長の気持ちなどを載せられているところについては私も承知しておりますが、選定者の方に2名の方がほかにいらっしゃるということのお話がありました。この方の選定の理由について、ざっくばらんではあっても結構なんですけど、どういった気持ちでこの制作者、作品を選んだかということの説明する機会があってもよろしいのではないかと思います。

また、そういった方の考え方、選び方というものは、町民に対してもその美術的な感覚を養うことにもつながるかと思しますので、ご検討いただければと思います。

あとは、児童の関わり方についてですけれども、公共事業等で子供たちが理想とする夢などを描いた絵柄が、そのまま計画のほうに反映されるといった事例も全国的には珍しくないケースだと思います。ただ、今回の事業に関しては、直接作品のほうに関わることができないということではありますけれども、例えばではありますけど、制作過程の中で、現場の中で施工しているところを子供たちが見ているその場で、その制作者がこういった意図で作品を展示したいというような説明をするだけでも、子供たちに与える影響というものは変わってくるものかと思われま。

先日、ちょっと話はそれてしまうかもしれませんが、浮世絵版画のセレモニーに参加させていただいたときに、学芸員の方の説明が大変身にしみて、私の知らないところの興味をそそるところにもなりました。こういったところで、作品に対する制作者の意図が子供たちに伝わり、子供たちがその意図を酌み取って成長していくということも教育的には大事なのかなというように感じますし、その子供たちに与える美術的な感覚というものも養われていくと思しますので、そういった点でもご検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目の選定の理由等について、説明する内容があってもいいのではないかとご質問の趣

旨とお答えいたしますが、選定するという事は、選定される人もいれば、選定されない人もいるわけで、3人の委員による選定のプロセスでは様々な意見が出ます。それをつまびらかにすることは、すなわち選定されなかった人に対し、様々な見方があることをお伝えすることにもなり、芸術家の誇りに関しても決してポジティブとは言えない部分もあり得ますので、そうした他者に対する配慮ということも考えますと、つまびらかな、なぜ選定に至ったのかということを開示するには、賛否両論あるものだろうと思います。現時点では考えておりません。

2点目の、設置に関し、制作者が設置のプロセスにおいて子供たちに何かの説明をすることについていかがかという質問の趣旨と問い回答いたしますが、工事の施工の中で、危険性が伴わない、あるいは工事の作業に支障を及ぼさない範囲において接点を持つことは可能かと存じますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○1番（高橋 純） 次に、美郷中学校周辺道路における交通安全対策の強化と整備についてお伺いします。

美郷中学校が面する町道作山・南明田地線について、六郷交番交差点の渋滞を避けるため、国道13号の裏道として使う車が見受けられます。当該町道では、制限速度時速40キロメートルを超過して走行する車両が散見され、非常に危険な状況にあります。特に、通学や送迎の時間帯に、美郷中学校校門前からわくわく園出入口前までの区間で、前方の車両を追い越す危険な行為が目撃されており、一歩間違えば重大な事故につながりかねません。

現状の課題として、以下の点を指摘します。

路面標示において、外側線、中央線、一時停止線、横断歩道、予告マーク、止まれなどの白線が消えている箇所があります。道路標識の経年劣化で、色落ちのため見えにくくなっているものや、除雪等の影響で斜めに倒れかかっているものがあります。歩道のない区間があります。追越し禁止区間に指定されていません。

以上の点を踏まえ、通学路を含む周辺道路の安全を確保するため、次の3点について町長の所見と具体的な対応をお伺いします。

1点目は、道路標識と路面標示についてです。

交通安全を確保するための基本となる道路標識及び白線等の路面標示の劣化は看過できません。早急に修繕または再設置を実施するようお願いし、実施の可能性と時期についてお伺いします。

2点目は、制限速度と追越しに関する規制についてです。

美郷中学校とわくわく園が面する当該町道は、生徒が自転車や徒歩で利用する通学路であるほか、保護者が送迎に利用する大変重要な道路です。最高速度を時速30キロメートルに引き下げ、生活道路の交通安全対策であるゾーン30の設定を検討する。または、危険な追越し行為を防止するため、当該区間を追越し禁止区間として設定するなど対策をお願いできないかお伺いします。

3点目は、当該道路と町道愛宕・四天地線の交差点についてです。

周辺住民や通学路利用者が、安全に通行できる環境整備が不可欠です。歩行者の安全確保と車両の速度低下を目的として、交差点の4方向全てを一時停止とすることはできないでしょうか。または、秋田県内で採用された事例はありませんが、円形交差点の設置を検討してはいかがでしょうか。円形交差点は、進入する全車両に一時停止を促し、交差点内での安全確認を徹底させる構造により交通事故の減少に効果が期待できます。

町民の安全に配慮した道路整備の在り方について、抜本的に再検討する必要があるかと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、道路標識、路面標示の早急な修繕と再標示についてですが、路面標示については、議員ご指摘のとおり、当該路線において舗装補修工事後に一部路面標示が覆われている箇所がありました。そのため、早速標示補修を実施し、先週半ばに完了しております。また、道路標識につきましては、支柱が傾斜しているものは除雪作業に起因するものと思われ、町で早急に対応してまいります。また、それ以外の規制標識の劣化、摩耗により消えかかっている停止線、横断歩道、予告マークについては、秋田県公安委員会の所管ですので、対応を要望してまいります。

次に、通学路の安全向上を目的とした規制強化についてですが、ゾーン30については、秋田県公安委員会、秋田県警察、国土交通省、道路管理者、地域関係者が協議して進められるもので、六郷小学校周辺が平成25年に指定され、また今年6月には、同周辺がゾーン30プラスに指定されているところです。

ゾーン30の指定については、通学路となっている道路の幅員が狭いために車両と歩行者及び自転車の接触のおそれが高く、歩行者及び自転車の安全確保に時速30キロメートルの速度制限が必要であること。また、その規制に関係住民から合意が得られることなどが指定の条件となります。議員ご指摘の美郷中学校周辺道路については、歩道が既に整備されているほか片側1車線の車道

幅が確保されていることから、秋田県公安委員会では40キロメートル規制としているところで、大仙警察署ではゾーン30の区域指定の条件に当たらないとの見解が示されております。また、追越し禁止の規制についても、見通しのよい直線道路のため規制条件に当たらないとの見解でした。

なお、議員ご質問の当該路線における走行車両の速度超過や無理な追越しについては、六郷わくわく園に設置している防犯カメラで、町道作山・南明田地線の通行状況が確認できるカメラがありますので、一定日数について特定時間の状況を確認してまいります。その結果、当該行為が頻発しているように確認できれば、大仙警察署へ取締り強化を要請してまいります。

次に、愛宕・四天地線との交差点の安全確保と速度抑制対策についてですが、4方向全ての一時停止につきましては、秋田県公安委員会が決定するものですが、両方の道路とも直線道路で車道幅も十分確保されており、車両通行の連続性を考慮しますと、4方向全ての一時停止はかえって混乱を招くおそれもあります。例えば、4方向から同時に車が来て、同時に一時停止した場合は、道路規格がほぼ同じであるがゆえに、どの車が優先して前に出るとかなどの混乱が生ずることが容易に想像できます。そのため、町として県公安委員会に要望することは考えておりません。

また、円形交差点についてですが、町では平成27年、円形交差点の設置について既に検討しております。しかし、この形状の交差点は、県内ではその時点で設置事例がなく、時計回りで旋回して目的の道路に移動する交通ルールを逸脱した通行、いわゆる逆走による事故が発生するおそれがあること、広大な用地が必要で、水防倉庫の移転が必要なことなどから、設置を見送った経緯があります。そのため、現在形状の交差点に改良したわけではありますが、道路利用者が慣れている状況において改めて円形交差点に改良することは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋 純議員の再質問を許可いたします。

○1番（高橋 純） 白線等の修繕については早急な対応をしていただき、誠にありがとうございます。また、標識等についても順次整備していただくとの回答をいただきましたので、よろしく願いいたします。

速度制限と追越し禁止区間の説明については承知いたしました。が、実際追越しが頻発しているというところまでは私も聞いておりませんが、実際私も目撃したところでもあります。カメラ等で確認ができればというお話がありましたので、その内容を確認していただいた上で、必要な対応をしていただければと思います。もし、仮にですが、そのような車両が多少なりとも存在するようなことがありまして、危険な状況にあるようであれば、例えば速度規制制限ができない、

追越し禁止区間に設定ができないとなった場合でも、何らかの安全対策ということは必要になるかと思います。その場合、中央線にポストコーンを設置するなどの一時的な対策でも安全対策には十分な対応になるかと思いますので、検討をいただければと思います。

交差点の改良についてですが、実際問題として、用地問題などがありますので、円形交差点の改良ということについては、非常に難しいものがあると私も感じているところです。ここで再提案ですけれども、例えば横断歩道、あとは外側線などの線の引き方を変える形で、スムーズ横断歩道イメージランプというものですが、視覚的な効果を得られる線の引き方があります。こういったもので、見た目での交通安全の対策というものも可能ではないかと思われまますので、そういった検討が行えるかどうかについて質問させていただきます。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

はじめに、コーンを置いたらどうかというお話でしたが、それが果たして道路通行上、道路規制等各種法令、法規に許されることなのかどうかは、法令を確認してみないと分かりませんので、ここで明確な答弁ができません。ただ、提案としてそうした意見があったということは受け止めたいと思います。

それから2つ目の円形交差点ですが、イメージランプというのおっしゃいましたが、その詳細はこちら把握していませんし、分かりませんので、これもそれについての言及はできませんが、ただ安全対策が何らかほかにないのかということについての模索については、模索はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○1番（高橋 純） 最後に、学校給食費の完全無償化についてお伺いします。

長引く物価高騰は、家計に深刻な打撃を与えています。こうした中、秋田県内では25市町村のうち既に過半数となる13市町村が完全無償化を実施し、一部補助を含めると約6割の自治体が支援に踏み切っています。現在、秋田県内陸部において未実施なのは、仙北市と我が美郷町のみとなっており、隣接する大仙市においても小学校、中学校ともに無償化が実施されました。地域間格差が顕著になっている現状を、まずは重く受け止める必要があるかと思います。

私は、町民の生の声を届けるべく、去る11月8日、町内のスーパーマーケット、アックス六郷店にて街頭でのシールアンケートを行いました。45分という短い間でしたが、114名の方からご協

力をいただき、そのうち91.2%に当たる104名の方が「無償化に賛成」と回答されております。「家計の助けになる」「少子化対策として必要である」といった切実な願い。これが、町民の偽らざる民意だと思います。

また、懸案であった財源についても明るい兆しが見えています。令和6年度のふるさと納税寄付額は1億円を突破し、前年度の約2.6倍と飛躍的に伸びました。この税収分を活用すれば、財源確保は十分に可能であると考えます。

町長は答弁において、学校給食費の無償化を検討することを述べられておりますが、この圧倒的な民意と確保された財源を前に、もはや様子見の段階は過ぎているのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえ、3点について町長の所見をお伺いいたします。

1点目は、町民の意識と計画への位置づけについてです。

任意のアンケートではありますが、9割を超える町民が給食費無償化への早期実施を望んでいること。そして、近隣自治体が次々と無償化へかじを切る中、本町が取り残されている現状について町長はどのように認識されていますでしょうか。

また、少子化対策や子育て支援を最重要課題とするならば、保護者にとって最大の経済的負担の一つである給食費について、「こども計画」等へ明確に位置づけ、支援の根拠とすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

令和7年3月議会では、給食費の無償化について「令和7年度中に検討する」と答弁されております。どのような検討を行ってきたのかを具体的にお示しいただき、その結論についての回答をお願いいたします。

2点目は、具体的な財源と実施対象についてです。

これまで町長は、無償化には多額の一般財源が必要であることを理由に慎重な姿勢を崩されませんでした。しかし、令和6年度のふるさと納税は1億円を超え、令和5年度比で約6,500万円もの増収となっております。試算では、中学生全員が無償化をするために必要な予算は、年間約3,300万円であり、この増収分を活用すれば十分に賄える規模です。国待ちで時間を費やすのではなく、財源のめどが立つ中学生分だけでも先行して、直ちに無償化に踏み切るべきではないでしょうか。このふるさと納税という新しい財源の活用も含め、前向きな答弁をお願いいたします。

3点目は、国の動向にかかわらず実施する覚悟についてです。

町長は「国が小学校を行うなら、町は中学校を」という構想を示唆されています。しかし、国の施策は、政局や財政状況により開始時期の延期や内容の縮小が起り得ます。町民が求めているのは、国が動けばやるという受動的な姿勢ではなく、国がどうであれ町の子供たちは町が守る

という主体的な姿勢です。仮に、国の制度設計が遅れた場合でも、町単独で令和8年度から実施する覚悟はありでしょうか。国の動向に左右されず、本町独自の判断で決断する意思について伺います。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現在の物価高騰に係る給食費の保護者負担軽減に関する町の取組状況ですが、給食食材費は値上がりしていたものの、町では保護者負担を小学生275円、中学生305円に据え置き、令和4年9月より価格上昇分を町で負担し、保護者負担が増えないように支援してきております。

その後、さらに進行する価格上昇を踏まえて、年々町の支援額を増額してきており、直近の令和7年度当初予算においては、給食1食当たり小学生330円、中学生360円とした上で、従前からの負担額との差額である1食当たり55円を町が支援してきているところです。さらに本年11月からは、給食に係る新米の契約価格や副食材料費の価格上昇を踏まえ、1食当たり単価を小学生360円、中学生390円とし、その差額の1食当たり85円を支援しており、支援額総額は令和7年度予算では約1,300万円となっているところです。

さて、ご質問の1点目の民意の受け止めと上位計画への位置づけについてですが、まず議員が実施された街頭アンケートですが、限られた予算という制約がある中で、子育て支援策における優先度などを問わない、あくまで給食費の無償化のみに着目して実施したもののようですので、結果については、そうした形でのアンケート結果の民意と受け止めたいと思います。

また、学校給食費を無償化しなければ支援策に該当しないとは私は全く思いませんので、町が講じてきた支援策を踏まえ、学校給食費支援に関して町が取り残されているという認識は持っていません。しかし、無償化を含む学校給食費への支援に取り組む自治体が、徐々に増えている状況はもちろん認識しており、そのため、今月5日に策定しました令和8年度からの第3次美郷町総合計画後期行動計画には、重点事業として保護者負担の軽減を目的とする学校給食支援事業を位置づけるとともに、本定例会に提案しております美郷町過疎地域持続的発展計画でも、子供支援の充実と子育て施設の整備の対策の一つとして、子育て世帯への経済的支援の充実を記載し、これには学校給食費支援を含む内容となっておりますことから、学校給食費に対する支援策の推進は明らかにしているところです。

また、本年3月の議会答弁に関する検討状況についてですが、国の最新情報を探りながら、財源捻出についてどう対応できるか検討してきております。具体的には、管理職で構成する行政経

営会議において、必要となる約7,300万円の財源捻出に係る各種施策の見直しや歳入増加について模索を指示してきており、各課においては、その検討結果を踏まえて、来年度当初予算編成に臨んでいるところです。こうした説明でお分かりのように、既に給食費無償化を来年度から実施する方向で考えております。

そうした中、現在開会中の臨時国会では、国では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を含む経済対策を審議中ですが、補正予算が成立した際には、その交付金を各般にわたり活用できるため、それを財源に前倒し実施できる可能性があるところです。町では現在、国交付金の使途を物価高騰に係る全般について総合的に検討するとともに、その中に学校給食費無償化の財源も入れて調整作業を進めており、その結果を補正予算案として近く町議会に提案したいと考えております。ただし、この財源は臨時的な交付金であり、交付金がない場合の実施には、さきに申しましたとおり、各種施策の見直しや歳入増加に向けた見直しは必至です。

次に、ふるさと納税の活用についてですが、ふるさと美郷寄付金を財源として行う事業は、美郷町ふるさと美郷応援寄付条例第2条第1項において、「子育て支援及び児童生徒の教育の充実に関する事業」としており、令和7年度は、出生祝金や在宅子育て支援給付金、小中学校及びスポーツ少年団の大会派遣補助、「ドリーム体験！ほんもの講座」など15事業に7,000万円を充当し、基金残高は約3,900万円となっております。当該寄附金は、各年度で金額増減が見込まれる安定財源でないこと。また、説明しましたとおり、多様な子育て支援策や教育充実策に使われており、今後、寄附金を学校給食の無償化に特化して充てることは考えておりません。

最後に、国の動向に左右されない町独自実施についてですが、国や県から交付金がある場合と、それがなく町一般財源で実施する場合には、限られた町の財源使途に大きく影響を及ぼすことは議員もお分かりのはずです。そのため、施策全般について国等からの交付金状況を見定め、町の必要予算を見通し、その確保に向けて各般の施策調整を行い、全体として適切な予算編成を行っていくことは、財政を預かる立場、財政健全化に注力する立場では当然のことです。そうしたことから、国の動向を言い訳にするという認識は全くないことをお伝えいたします。給食費無償化の実施については、先ほど答弁したとおりです。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋 純議員の再質問を許可いたします。

○1番（高橋 純） ふるさと納税の税金については、様々な使い道があるとのことで、給食に特化した使い方はできないということは私も承知しているところですが、今現在子供たちが、少子

といますか、子供の数が少なくなっていることに対して、一つ関連づけてお話しさせていただきたいと思います。

私は、昭和47年生まれの第2次ベビーブームといわれる世代の者ですけれども、私たちの子供世代が今まさに結婚、子育ての全盛期であります。この第2次ベビーブームの子供たちは、第3次ベビーブームと呼ばれることはありませんでした。それくらい子供の数は減っているものという認識でいます。それでも今現在、結婚、子育てを行う世代というのは、多少なりとも今生まれている子供たちよりは子供の数が多。こういった事情を踏まえると、今子育て対策に特化した対策を打たないと、今後ますます人口の減少につながるものと考えられます。

子育ての格差については、かつて医療費の問題があったときに、子供の年齢によって医療費がかかる、かからないの問題で、大仙市や美郷町は対応がよかったために子供たちが残った。でも仙北市は、子供の年齢が一定の年齢に達すると医療費がかかる。そういった格差があるということで、地域間の格差についても話題になったことがあるかと思。そういった過去の問題を踏まえますと、今現在美郷町が給食費について無償化にならないということについては、今後子育てをしていく世代が美郷町に移住してくる、そういう検討の際に、やはりマイナスになるのではないかなというように捉えております。やはり以前から、給食費の無償化については訴えてきているところではありますけれども、国がどうこう、町がどうこうというお話もありますけれども、町としてどれだけ子供に対して手厚く対処していけるか、ここにかかっていると思います。

実際、アンケートの際に子供を連れた親御さんが来られて、そのシールのアンケートをしようとしたときに、子供に言われて、「給食費がただだと助かるね」という一言で、シールを貼っていただいた親御さんもいらっしゃいました。町長がおっしゃる給食費の補助については、もう年々保護者負担が変わらないように町として努力していただいているということは、重々承知の上ですけれども、負担する側とすれば、負担額が変わらないというだけで、負担をしているわけです。この部分について、無償化に踏み切る町としての覚悟を求めているわけです。こういったところも加味していただいて、もう少し検討していただきたいなというように考えますが、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋邦武） 先ほどの町長の答弁と同じような形になると思いますけれども、町長、自席で答弁お願いいたします。

○町長（松田知己） 給食費無償化の実施については、先ほど答弁したとおりです。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、1番、高橋 純議員の一般質問を終わります。